沖　縄　気　象　台

特別警報

～平成 25 年 8 月 30 日から～

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、経験したことのないような激しい豪雨や暴風、大津波などによる大規模な災害の発生が切迫している場合に発表されます。

【なぜ特別警報を発表するの？】

甚大な被害をもたらした過去の自然災害において、警報や気象情報などで重大な災害への警戒を呼びかけたものの、迅速な避難行動に結びつかなかった例を気象庁は重く受け止め、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために特別警報を発表します。

【「注意報」「警報」「特別警報」の活用】

重大な災害のおそれがあるときは、従来どおり警報が発表されます。これまでどおり注意報、警報などの気象情報を活用し、自然災害に対する早めの行動をとりましょう。

特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動をとりましょう。例えば避難所へ避難するか、外出が危険なときは、家の中で少しでも安全な場所に移動しましょう。大津波警報（特別警報に位置づけ）の場合は沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなどへ避難しましょう。

気象庁「特別警報」URL：http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html

本件問合わせ先：沖縄気象台業務課　電話０９８－８３３－４２８３